

未来のアクセスポイントに関する規則

構造の再構築へ

古川 肇

目 次

はじめに

- ・新しい構成
- ・セクション 2-4 および 9 に関する案
- ・批判と今後の予定

おわりに

はじめに

RDA: Resource Description and Access (以下RDA)の草案は、これまで数回その構成を変えて来たが、その中において2006年6月の案から2007年6月の案までは、書誌レコードを扱うパートAと典拠レコードを扱うパートBから構成されていた。そして2007年6月にパートA案の公開が完了したので、その時点では、次に提示されるのは当然パートB案であると予想された。

ところが、RDA 開発合同運営委員会 Joint Steering Committee for Development of RDA (以下JSC)は2007年10月の会合で、全体の構成を抜本的に変更することを決定した¹⁾。次いで典拠レコードを扱う案が、2007年12月に新しい枠組みの一部として公開された²⁾ (それ以外に関するものを含む)。

本稿はこの案を中心に RDA 完成への一局面について述べ、前稿³⁾を継承しようとする。

・新しい構成

かねて2部構成案には、構成団体から次のような異論が出されていたという⁴⁾。

- ・究極のデータベースはリレーショナルまたはオブジェクト指向データベースであるにもかかわらず、現行の書誌レコードと典拠レコードがリンクされた構造に密着し過ぎている。(オーストラリア目録委員会)
- ・*Functional Requirements for Bibliographic Records*⁵⁾ (以下「FRBR」) や *Functional Requirements for Authority Data* (以下「FRAD」)⁶⁾ との間で十分調整されていない。(米国図書館協会)
- ・著作と表現形との関連をパート A 第 7 章に含めるのは不適切である。(米国議会図書館)

これらを勘案して、RDA 全体を大きく 1 FRBR の実体の各属性の記録と 2 実体間の関連の記録に二分した、10 セクション・37 章から成る新構成案が発表された(後掲)⁷⁾。JSC はこれに次のような利点があると説く⁸⁾。

- ・カタログガーにとって FRBR を理解すれば RDA の理解が容易であり、システム・デザイナーにとってもシステムを構築しやすい。
- ・特定のレコード構造に結びつけないため、ほかのコミュニティにとって理解しやすい。
- ・柔軟で拡張性が高いので、オブジェクト指向モデルやリレーショナル構造といった、今後主流となっていくと思われる形式に移行しやすい。

以下、新しい構成について、FRBR、AACR2 および RDA 前案と対比しつつ概観する⁹⁾。なお各セクション冒頭の章はガイドラインであり(目録作業の補助用の注を作成するための Cataloguers annotation という条項を含む)、原則として言及を省く。

一般的序論 (General Introduction)

ここには RDA の根底に横たわる諸原理や概念モデルが盛られ、RDA の全体像が提示される予定である。これをこそ最初に公開すべきとの声が以前からあるにもかかわらず、いまだに公開されていない。なお、ここには必須の要素(各属性および各関連)の一覧表が含まれる予定である。

第 部：実体の属性の記録(セクション1-4)

- ・セクション1：「表現形と個別資料の属性の記録」(第1-4章)・・・セクション2と併せて FRBR の第1グループに属する実体の属性について規定する。そしてセクション1は AACR2 第 部のほぼ全体に相当する。だが、資料種別による章立ては廃止され、エリアも廃止されて、直ちに要素別に規定されている。ほとんどは表現形の属性についての規定であり、個別資料は付随的に扱われている。第2章：「表現形および個別資料の識別」は、主として前案パートA第2章¹⁰⁾に当たる。資料の識別に最もよく使用される属性である本タイトルから出版年までの転記事項(ラベル情報)に関する章である。第3章：「キャリアの記述」は、前案パートA第3章¹¹⁾に当たる。資料のキャリアの属性である形態に関する事項(対照事項)に関する章である。第4章：「取得とアクセス情報の提供」は、主として前案パートA第5章¹²⁾に当たる。資料を取得すること、あるいはそれへのアクセスを獲得することに結びつく属性(例：アクセスの制限)を扱う。ISBD の第7エリアに関する章である。
- ・セクション2：「著作と表現形の属性の記録」(第5-7章)・・・FRBR 第1グループ中の著作と表現形の、統一タイトルの形式等を規定する。第6章：「著作と表現形の識別」は AACR2 の 21.30J と第25章を包含する。第7章：「著作および表現形の付加的属性の記述」は、主として前案パートA第4章¹³⁾に当たる(ただしコンテンツ・タイプは今回の案の第6章へ移行した(後述))。
- ・セクション3：「個人・家族・団体の属性の記録」(第8-11章)・・・FRBR 第2グループに属する実体の属性について規定する。第9章と第11章が、各々 AACR2 の個人・団体標目の形式に関する第22章と第24章に相当する。第10章は新たに独立させた家族を扱う。

- ・セクション4：「概念・物・出来事・場所の属性の記録」（第12-16章）・・・FRBR第3グループに属する実体の属性について規定する。第16章がAACR2第23章（地名の形式）に相当する。他章はRDA刊行時（2009年）には未完のままという。

第 部：実体間の関連の記録（セクション5-10）

関連付けはデータベース内のナビゲートを保障する重要なエレメントである。ごく一部はAACR2の「をも見よ参照」に当たる。リンク形成を仲介する要素としてアイデンティファイア（RDAは優先アクセスポイント（後述）という用語をも使用する）が例示されている。なお関連の様々な種類を識別するための関連表示が付録中に用意される予定である（後述）。

- ・セクション5：「著作・表現形・体現形・個別資料の間の主要な関連の記録」（第17章）・・・FRBR第1グループの実体相互の関連に関するガイドライン。この関連は、関連中、最も主要なものとして位置づけされている。前案第7章 7.3¹⁴⁾に当たる。
- ・セクション6：「資料と結合した個人・家族・団体の間の関連の記録」（第18-22章）・・・FRBR第1グループの実体である著作・表現形・体現形・個別資料の各々と、第2グループに属する実体である個人・家族・団体との関連に関する規定である。前案第6章¹⁵⁾に当たる。詳細には、第18章：「一般的なガイドライン」が前案6.0-6.2に、第19章：「著作に結合した個人・家族・団体」が前案6.3, 6.7-6.9に、第20章：「表現形に結合した個人・家族・団体」が前案6.4に、第21章：「体現形に結合した個人・家族・団体」が前案6.5に、第22章：「個別資料に結合した個人・家族・団体」が前案6.6に当たる。
- ・セクション7：「主題の関連の記録」（第23章）・・・FRBR第3グループに属する著作と主題との関連についてのガイドライン。RDA刊行時には未完。
- ・セクション8：「著作・表現形・体現形・個別資料の間の関連の記録」（第24-28章）・・・FRBR第1グループの著作相互（第25章）・表現形相互（第26章）・体現形相互（第27章）・個別資料相互（第28章）の関連を扱う。前案第7章¹⁶⁾（7.3を除く）に当たる。第24章：「一般的なガイドライン」は前案7.0-7.2に当たる。第25章は前案7.5, 7.6, 7.7.0-7.7.2, 7.8.0-7.8.3, 7.9を著作に適合するように構成する。第26章は前案7.5, 7.6, 7.7.0-7.7.2, 7.8.0-7.8.3, 7.9を表現形に適合するように構成する。第27章は前案7.4.0, 7.4.1, 7.7.3-7.7.4, 7.8.4を体現形に適合するように構成する。第28章は前案7.4.0, 7.4.1, 7.7.3-7.7.4, 7.8.4を個別資料に適合するように構成する。
- ・セクション9：「個人・家族・団体の間の関連の記録」（第29-32章）は次の間の関連を扱う。個人・家族・団体と個人（第30章）、個人・家族・団体と家族（第31章）、個人・家族・団体と団体（第32章）。
- ・セクション10：「概念・物・出来事・場所の間の関連の記録」（第33-37章）・・・FRBR第3グループに属する実体相互の関連について規定する。RDA刊行時には未完。

付 録

A: 大文字使用法、B: 略語、C: 冒頭の冠詞、D: 記述データのシンタクスの記録、E: ア

クセスポイント・コントロール・データのシンタックスの記録、F: 個人名に関する付加的規定：特殊な言語における個人名の選択と記録に関する規定)、G: 称号等、H: グレゴリオ暦への日付の変換、(I: 空番) J-M: 関連表示：資料と資料に結合する個人・家族・団体の関連に関する表示、著作・表現形・体現形・個別資料の間の関連に関する表示、個人・家族・団体の間の関連に関する表示、概念・物・出来事・場所の間の関連に関する表示。これらのなかで注目されるものに触れると、まずDとEは、シンタックスの規定の消去を補おうとするものである。前者には、RDAの記述要素のISBDによるディスプレイの仕方、ISBDに基づく分出記録(In analytics)と多段階記述に関する規定、MARC 21フォーマットやダブリン・コアなどにおける記述要素の記録に関する案内が含まれる。後者は典拠レコードのシンタックスに関するガイドラインであり、MARC 21とのマッピングの表を含む。またJ-Mに諸種の関連表示(designator)が挙げられている。このうち、Lは従来の役割表示を大幅に増補したものである。

用語解説

付録から独立する。それも当然であって量も内容も大きく変わる。なぜならばRDAのボキャブラリーの定義に関するDCMI/RDA作業グループが2007年7月に結成され¹⁷⁾、ダブリン・コアやW3Cのセマンティック・ウェブと共用される用語が、数多く登場すると予想されるからである。

さて、縷々述べてきた構成の根幹を改めて要約すれば、次の2点となろう。即ち、従来の目録規則が何(意味)をどのように構成するか(構文)について規定していたのに対して、RDAは前者のみを規定し後者を各機関にゆだねたこと、およびその「何」とは、目録にかかわる諸実体の属性に関するエレメントおよびそれらの実体間の関連に関するエレメントを指すことである。もっとも改めて全体を大観すると、記述、標目、関連の順になっていて、これはかつてヒロンズ(Hirons, Jean)が、AACR2に「第 部 関連」の増補を求めた提案に合致し¹⁸⁾、一見大きく変貌しているようで、その実さほど変わっていないとも言えるのである。

・ セクション 2-4 および 9 に関する案

今回の案の範囲は、新構成のうちの標記のとおりである。既に見たように、セクション2が統一タイトルの形式を、セクション3が個人・家族・団体の各形式を、セクション4が地名の形式を扱う。またこれらのセクション中の第6、9-11、16章の構成は、すべて基本的には別表のとおりである(最も小規模な第10章で代表させた)。表における優先アクセスポイント(preferred access point)は現行の統一標目に、異形アクセスポイント(variant access point)は現行のを見よ参照に相当する。優先アクセスポイントは、優先名称(preferred name)(第6章のみ優先タイトル(preferred title))とその他の識別属性(other identifying attributes)から成る。後者はもとより生没年などを指すがFRADに準拠し大幅に増補された。

残りのセクション9は実体間の関連の一部に関する案であり、いわば「おまけ」である。

10.0 Purpose, scope, etc.
. . .
10.1 Constructing access points to represent families
10.1.1 Preferred access point
10.1.2 Variant access point
<i>Name</i>
10.2 Preferred name for the family
10.2.0 Basic instructions on preferred names for families
<i>Choosing the preferred name</i>
. . .
<i>Recording the preferred name</i>
. . .
10.3 Variant name for the family
10.3.0 Basic instructions on variant names for family
. . .
<i>Other identifying attributes</i>
. . .

第10章の構成

1. セクション2

このセクションに属する第5-7章のうち、本稿ではガイドラインである第5章と既に紹介した第7章には言及せず、もっぱら統一タイトルに関する第6章を取り上げる。

統一タイトルをRDAは「著作（または表現形）を表現する優先アクセスポイント」とよび、以下の2要素から構成されるものとする（6.1.1.1ほか）。

- a) 著作に責任を有する個人・家族・団体に対する優先アクセスポイント
- b) 著作に対する優先タイトル(preferred title)

例：Hemingway, Ernest, 1899-1961. Sun also rises [6.1.1.1]（冒頭の主格の冠詞は省略）

これはAACR2の固有名+タイトル形（13.4など）と一貫している。また「著作に責任を有する個人・家族・団体」（RDAの用語のcreatorと考えてよい。以下「著者」という）はAACR2までの基本記入に相当する。今までRDA案には、この選定に関する規定が、資料と個人・家族・団体との関連の文脈において2006年6月案の第7章¹⁹⁾および2007年6月案の第6章²⁰⁾として出現し、旧構想では最終的に第13章の「著作等に関するアクセスポイント」に規定される予定であった。それが今度の新構想で6.1.1.1/6.1.1.6に置かれた。AACR2第21章がここまで移され圧縮されたわけである。著作の形態が次の六つのカテゴリーに区分されている。

- 1 1個人・家族・団体により創造された著作 [6.1.1.1]
- 2 協力による著作 [6.1.1.2]
- 3 異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂もの [6.1.1.3]

- 4 改作および改訂著作 [6.1.1.4]
- 5 既に存在する著作に付加された注釈・説明的な内容などの著作 [6.1.1.5]
- 6 起源が不確定または不明な著作 [6.1.1.6]

これらのうち、第2カテゴリーには、著者全員を掲げる別法が提示されている。

例：Gumbley, Warren, 1962- ; Johns, Dilys; Law, Garry. Management of &

これは好ましい規定と評価できる。著者が複数いて明らかに彼らが相互に対等と判断される場合にも、一者のみを選定しなければならない、という従来の基本記入の束縛からカタログを解放するからである。他方、同カテゴリーには、動画像と逐次刊行物の優先アクセスポイントは優先タイトルのみで構成する、との例外規定がある。これは到底承服しがたい。基本記入の決定に著作の種類を持ち込むのはAACR1以前に逆行するものである。第3カテゴリーでは、編纂者が著者とみなせない場合は、優先アクセスポイントを優先タイトルのみで構成するとの規定があるが、編纂者が著者か否か判断しにくいケースが多いと推測され適用困難であろう。編纂者を常に著者とみなさないとするAACR2の方針を維持すべきである。ほかに総合タイトルを欠く場合は、内容著作ごとに別々のアクセスポイントを付与することとなった。粒度の面の改善である。

さて、各々が固有のタイトルを有する複数の作品全体に総合タイトルがある著作が存在する。例えば「二つの塔」(Two Towers)などから成る児童文学作品として著名な「指輪物語」(The Lord of the Rings)がある。このケースについてAACR2では「二つの塔」などを本タイトルに選択したが、RDAでは逆に「指輪物語」を選択し(冒頭の定冠詞を取る)(6.1.2)、「二つの塔」などは異形アクセスポイントに回る(6.1.4.2)。正この規定はほかの条項[6.2.6.2.1]と不整合であり吟味の必要があると指摘されている。

暫く著作を表現する優先アクセスポイントのみ取り上げたが、表現形を表現する優先アクセスポイントの例を挙げよう。Spoken wordという朗読資料を示すコンテンツ・タイプを伴っている。

例：Brunhoff, Jean de, 1899-1937. Babar en famille. English. Spoken word [6.1.3]

6.2/6.3で著作の優先タイトルと異形タイトルについて規定された後、6.4/6.16は他の属性(別表を参照)に関する規定群である。まず著作を識別する他の属性(6.4/6.10)として形式(poemなど)、日付、成立地、原語、履歴、識別子が、次いで表現形を識別する他の属性(6.11/6.16)としてコンテンツ・タイプ、日付、言語、バージョン、技法(animationなど)、識別子が列挙されている。なおコンテンツ・タイプ中のcomputer datasetとcomputer programは、かつてAACR2では第3エリアに含められていたものに相当する。

6.17から第6章末尾の6.35までは特殊な著作に関する付加的規則であり、内訳は以下の通りである。1 音楽作品に関する付加的規則(6.17/6.22)、2 法律著作に関する付加的規則(6.23/6.27)、3 宗教著作に関する付加的規則(6.28/6.32)、4 公式通達に関する付加的規則(6.33/6.35)。

2. その他のセクション

セクション3および4で規定される個人・団体標目と地名については、AACR2との間に大

きな異同はないようである。

ただし、個人標目について不審な点が2つある。まず次の順序は不適切である。

Different forms of the same name [9.2.1]

Different names for the same person [9.2.2]

同一個人の複数の名から選択し、次いで同一名の複数の形から選択する、というAACR2の順序を変えるべきではない。

また以下の例示は、日本人名についての誤解に発すると思われる。

Akiko Yosano [9.2.3.1]

Tatsunosuke Hasegawa [9.2.4.2]

これらの前後はありのままの形を掲げる場面なので、Yosano Akikoなどとあるべきところであり、最終草案（後述）で訂正されるか否か注意しなければならない。

さて、家族が独別の章となったことの動機ないし意義を考察すると、次の3点ではないだろうか。第一は、RDAがアーカイブズの領域へ拡張して適用されるのを容易にするためである。第二は、件名標目表に任せていた側面の取り込みである。第三は、MARC 21などの資源記述スキーマでの慣行の追認である。

なお、セクション9には、同一実体の異なる名（例えば個人の本名と筆名）の間の関連に関する規定も含まれている

． 批判と今後の予定

1． 米国図書館協会目録委員会の批判

従来、JSCの構成組織のうち、最も充実しかつ根本的なコメントを寄せ続けてきた米国図書館協会目録委員会は、今回は新構成・全般・特殊の3部から成る批判をJSCに提出した²¹⁾。このうち本稿では新しい構成に対するコメントにのみ触れる。

同委員会は基本的にはこれを歓迎している。しかし複雑で反復が多いとして、2部構成であることの明示、FRBR第1グループに関する2つのセクションを通則と4実体別の計5章（1セクション）に改めること、関連の部を一資料にかかわる関連と実体のインスタンス間の関連という2セクションに分けることを主張して、次のような代案を提示した。特に錯綜する関連の部をこのように切り分けると、見通しが開けるように思われる。

General Introduction

Part A. FRBR Entities and their Attributes

Section 1. Group 1 Entities

Chapter 1. General guidelines.-- Chapter 2. Work.-- Chapter 3. Expression.-- Chapter 4. Manifestation.--

Chapter 5. Item

Section 2. Group 2 Entities

Chapter 6. General guidelines.-- Chapter 7. Person.-- Chapter 8. Family.-- Chapter 9. Corporate body

Section 3. Group 3 Entities

Chapter 10. General guidelines.-- Chapter 11. Concept.-- Chapter 12. Object. .-- Chapter 13. Event.--
Chapter 14. Place

Part B. Relationships [and their attributes?]

Section 4. Relationships relating to a given resource

Chapter 15. General guidelines.-- Chapter 16. Primary relationships between work, express,
manifestation, and item.-- Chapter 17. Relationship of a resource to persons, families, and corporate
bodies.-- Chapter 18. Subject relationship of a resource

Section 5. Relationships between instances of FRBR entities

Chapter 19. General guidelines.-- Chapter 20. Related work, expression, manifestation, and
item.--Chapter 21. Related person, family, and corporate body.-- Chapter 22. Related concept, object,
event, and place

2 . 伝統派と革新派の双方からの批判

これまでこの本誌第 52 号以来の RDA 草案検討のシリーズにおいては、米国図書館協会
目録委員会などの JSC 構成機関による批判のみを紹介してきたが、今回は次に JSC 外から
の代表的な批判をも取り上げる。

AACR2 のエディターだったゴーマン(Gorman, Michael)が痛烈に批判している。論旨は次
のようである。

RDA には多くの欠陥があり AACR2 の構造を放棄する理由は見当たらない。この悲惨さ
の原因は、非カタログにメタデータを作成させて目録の問題を解決しようという傾向、
フリーテキスト検索を目録に置き換えることが可能との見解、理論派による FRBR への執
着である。RDA は標準的な目録とメタデータの間で、第三の道を探し求めているが、み
じめなのは、前者を裏切ることが後者をなだめることにならない点である²²⁾。

メタデータ側からの批判としてコイル(Coyle, Karen) とヒルマン(Hillmann, Diane)の論文
がある²³⁾。結論の一部のみ引用すると、次の通りである。「目録規則の再編成(rearrangement)
は図書館にとって正しい出発点ではない。RDA の構築を最後まで続け(stay the course)ない
で、トップ・レイヤー、即ちモデル・基本原理・通則に関する合意の達成という新しい目標
を設定し、詳細は個々のコミュニティに任せる方がはるかに良い。」

このように新旧双方から挟撃されている中であって、JSC はこれまでの経過の記述から
察せられると思うが、徐々にダブリン・コアの領域へ歩み寄っている。例えば既述のボキ
ャブラリーの定義に関する DCMI/RDA 作業グループには、コイルやヒルマンも参加してい
る。

その後、4 国の国立図書館は RDA 案を高く評価しその導入へ向けて協力関係を構築して、
2009 年末までに RDA を導入する予定である、と共同で表明した²⁴⁾。かくて多くの批判を
浴び続けた RDA 案に、漸く日の目を見るときが近づいたかに見えた。だが、これで事は
済まなかった。

3. 米国議会図書館設置のワーキング・グループの勧告

米国議会図書館のサービス担当副館長であるマーカム(Deanna B. Marcum)は、2006年11月に「書誌コントロールの将来に関するワーキング・グループ」Working Group on the Future of Bibliographic Control を招集し、同グループは本年初頭に最終報告書を提出した。そのなかで同グループは、現時点での RDA 草案には見込まれた利益(promised benefits)を認めがたいとして、「RDA に関する作業の一時中止」(3.2.5)を JSC に対して勧告したのである²⁵⁾。

この勧告に対して、米国議会図書館・米国農学図書館・米国医学図書館の3国立図書館は RDA の導入に関する共同宣言を本年5月1日付けで発表した²⁶⁾。これによると、3館は国際的に先導の役割を果たす存在である RDA の完成へ向けて協力するものの、完成後に RDA の利用に関する評価を行い、図書館や利用者にとってのメリットと、逼迫に傾いている財政状況下での職員再教育や目録作業過程の再構築に要する費用とを分析した上で、導入するかどうかの決定を行うとしている。グループの意向と JSC の立場を折衷したような方針である。あわせて、導入する場合でも、JSC が示している2009年中の導入はない、としている。

JSC 自らも最終案の公開を2008年10月、公刊を2009年第3四半期に設定した上で、2009年第4四半期から2010年早期までを評価期間と位置づけている。

おわりに

FRBR に立脚する目録規則が、爆発的に増殖する電子資料を、よくグーグル等の後発の検索装置と拮抗して、有効に検索できる目録を構築させ得るものなのか否か、確かに検証が必要である。ただその手法はまだ明らかでなく、当分苦難の時期が続くであろうが、これは旧弊を断ち切り飛躍する好機でもある。我々は改めて、目録が果たすべき機能とは何かと問うことが、一見迂路に見えて却って解決への捷徑であることを心に銘記したい。

注(最新アクセス日:2008/11/14)

- 1) JSC. Outcomes of the Meeting of the Joint Steering Committee Held in Chicago, USA, 15-20 October 2007. 2007. <<http://www.collectionscanada.ca/jsc/0710out.html>>
- 2) JSC. RDA: Resource Description and Access Sections 2-4, 9. 2007. <<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/docs/5rda-sec2349.pdf>>
- 3) 古川肇 未来の書誌レコードに関する規則(続)『資料組織化研究』54 2008 p.15-26
- 4) A New Organization for RDA. 2007. <<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/rda-new-org.html>>
- 5) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. Functional Requirements for Bibliographic Records : Final Report. 1998. viii, 136 p. <http://www.ifla.org/VII/s13/frbr/frbr_2008.pdf>
- 6) IFLA UBCIM Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records. (FRANAR) Functional Requirements for Authority Data: A Conceptual Model. Draft 2007-04-01. <<http://www.ifla.org.sg/VII/d4/FRANAR-ConceptualModel-2ndReview.pdf>>

- 7) 注2
- 8) 注4
- 9) 主として次のプレゼンテーションを参考とした。Kiorgaard, Deirdre. Resource Description and Access: Structure, Content and the Development process. 2008.
<<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/docs/iflasatellite-20080808-kiorgaard-notes.pdf>>
- 10)注3 p.17
- 11)同上
- 12)注3 p.18
- 13)注3 p.20-21
- 14)注3 p.24 ちなみに前案第7章は次のように構成されていた。1 7.0 (「目的と範囲」)、2 7.1 (関連の記録方式)、3 7.2 (「関連表示」)、4 7.3/7.9 (関連の種類 (主要な関連[7.3]、等価の関連[7.4]、派生の関連[7.5]、説明の関連[7.6]、全体・部分の関連[7.7]、付随の関連[7.8]、連続の関連[7.9]))
- 15)注3 p.21-23 ちなみに前案第6章は次のように構成されていた。1 6.0 (「目的と範囲」)、2 6.1 (ガイドライン)、3 6.2 (「役割表示」)、4 6.3/6.6 (アクセスポイントの種類 (著作と結合した個人・家族・団体[6.3]、表現形と結合した個人・家族・団体[6.4]、体現形と結合した個人・家族・団体[6.5]、個別資料と結合した個人・家族・団体[6.6]))、5 6.7/6.9 (特殊著作 (法律著作[6.7]・宗教著作[6.8]・公式通達[6.9])に関する追加条項)
- 16)注3 p.23-25
- 17)Work Begins on the RDA Vocabularies. 2008. <<http://www.collectionscanada.ca/jsc/rdavocabularies.html>>
- 18)Report to the Joint Steering Committee on the Revision of AACR. Prepared by Jean Hiron, CONSER Coordinator, with the assistance of Regina Reynolds and Judy Kuhagen and the CONSER AACR Review Task Force 1999. p.41. <<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/docs/ser-rep.pdf>>
- 19)古川肇 未来の書誌レコードに関する規則 『資料組織化研究』 53 2007 p.30-31
- 20)注3 p.21-23
- 21) RDA: Resource Description and Access sections 2-4 and 9: Constituency review of December 2007 draft. 2008. 47p. <<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/docs/5rda-sec2349-alaresp.pdf>>
- 22)Gorman, Michael. RDA: Imminent Debacle. *American Libraries*. Dec. 2007. p.64-65.
<<http://al.ala.org/forum/viewtopic.php?p=34&sid=0d3c695c6a248960b01ff39e851ceef9>>
- 23)Coyle , Karen ; Hillmann , Diane . Resource Description and Access (RDA) : Cataloging Rules for the 20th Century . *D-Lib Magazine* . Jan./Feb. 2007(Vol . 13 , Number 1/2)
<<http://www.dlib.org/dlib/january07/coyle/01coyle.html> >
以下を参照。なぜ RDA は図書館の役に立たないか? <文献紹介> 『カレントアウェアネス-E』 No.101 2007.2.28 <<http://current.ndl.go.jp/e614>>
- 24)The British Library, Library and Archives Canada, the Library of Congress and the National Library of Australia to Work together on Implementation of RDA: *Resource Description and Access*. 2007.
<<http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/rdaimpl.html> >
- 25)Working Group on the Future of Bibliographic Control, Library of Congress. On the Record Report of The Library of Congress Working Group on the Future of Bibliographic Control. 2008, 44p.

<<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/lcwg-onthere cord-jan08-final.pdf>>

26) Joint Statement of the Library of Congress, the National Library of Medicine, and the National Agricultural Library on *Resource Description and Access*. 2008.

<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/RDA_Letter_050108.pdf>

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2008年12月8日受理)